

○上西委員 日本維新の会の上西小百合でございます。

参考人の皆様方、本日は貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございます。

私は、まず、不当表示に関連した質問からさせていただきたいと思っております。

昨年、一流デパート等で頻発したメニュー表示等と異なる食材での料理提供は、日本の食に対する国内外の信頼を失墜させました。しかし、提供側の責任者は、当初は、偽装ではなく誤表示だ、こういったふうにしらを切っていたように、キャビアと称して畑のキャビアとの別名を持つトンプリを提供していたとか、カニと称してカニかまを提供していたとか、そういうところまでではなく、クルマエビと書いていたフライが輸入されたブラックタイガーだったなど、ざっくりエビという形で表示をしてしまえばうそではなくなるレベルのものだったため、残念なことではございますが、この日本では慣例化してしまっていたのかもしれないというふうに思っております。

しかし、このようなことで日本の食への信頼性をこれ以上低下させるわけにはいきませんので、先ほど、こういった問題は全国民が関連することで、国が責任を持っていかなければならないという趣旨の御答弁があったかと思いますが、私は、この法案を早期に成立させるということに期待をしておるところでございます。

また、私は、騒動のとき、全国ほとんどの一流店を総ざらいした一方で、国民が国にだまされているのではないかと、こういった危惧を抱き続けているわけでございます。

どういったことかといいますと、例えば、うどんやパンなどの小麦粉製品、また豆腐、納豆、みそなどの大豆製品を購入するとき、必ず国産小麦使用とか国産大豆使用と表示してあるものを買うように心がけているといった方が多くいらっしゃいます。そして、私は、その表示は国産の原料だけでつくられているものかあかした、こういうふうに思っていたわけでございますが、親しいうどん屋さんから、以前、小麦にしろ大豆にしろ、国産の原料含有量が五〇%を超えていれば国産というふうに表示していいと国が認可している、こういうふうに向いまして、大変ショックを受けたわけでございます。そうだとすれば、国産大豆を五 一%、米国や中国の遺伝子組み換え大豆を四九%使用した豆腐や納豆が、正々堂々、国産大豆使用、こういった形で明記しても構わないということだそうです。

この表示基準を知らない国民も多いかと思うのですが、この国産の定義と、本改正案で旧来と扱いが変わってくるのか否かについて、農林水産省時代からその道の権威として御活躍された中村参考人から、それらの安全性も含めて、御説明をお願いしますでしょうか。

[委員長退席、原田（憲）委員長代理着席]